

特定非営利活動法人の税・法人制度に関する要望書

2016年2月18日

NPOの法制度等改革推進会議

1998年の特定非営利活動促進法の施行から18年が過ぎ、特定非営利活動法人(NPO法人)は50,641法人、認定NPO法人も931法人となりました¹。東日本大震災からの復興活動においても重要な役割を果たしており、災害対策基本法でもボランティアとの連携が位置づけられたことを例にとっても、民間の非営利活動に対する期待はますます高まっています。共助社会の実現に向けて、NPO法人が民間資金によって支えられ、自立して活動できる組織基盤を整備することは重要です。そのために、NPO法人に関する税・法人制度について、以下の通り要望いたします。

【法人制度・認定制度について】

1. 認証期間を短縮すること
2. 認定における標準処理期間を設定することと、認定基準について標準化すること
3. NPO法人の信頼性の向上のために、インターネットでの情報開示を義務化すること
4. 仮認定制度の要件緩和と名称について
5. 条例指定制度の制定を促進すること

【その他 法人制度に関連する事柄について】

6. 資産の総額の登記を撤廃すること
7. 大規模災害発生時に、救援・支援活動を行う認定NPO法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう制度化すること
8. 認定NPO法人への寄附税制を拡充すること
9. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする
10. 寄附金、会費等は、特定収入がある場合の仕入れ控除税額の調整計算対象から除外すること

¹ 内閣府NPO法人ホームページより。2015年12月末現在。

【法人制度・認定制度について】

1. 認証期間を短縮すること

新たに発見される社会課題に対して迅速に対応できるよう、NPO法人の設立に必要な4か月間の認証期間を短縮してください。

日本NPOセンターと公益法人協会が合同で行った「非営利法人格選択に関する実態調査」においても、一般社団法人と比べてNPO法人が設立認証に時間がかかることについて、NPO法人から課題として指摘されています。既に仙台市を始め、特区を活用して複数の所轄庁で縦覧期間の短縮と、それに伴う認証期間の短縮が実現しています。認証期間の短縮について、NPO法においても実現していただけますようお願いいたします。

2. 認定における標準処理期間を設定することと、認定基準について標準化すること

国税庁が認定事務を行っていた際は、標準処理期間が6か月と明示されていました。所轄庁が認定事務を行うようになってから、標準処理期間は定めのないところが多く、所轄庁によって審査期間に差があります。NPO法人の運営に影響を与えないよう、標準処理期間を6か月以内と定めてください。

また、所轄庁によっては認定審査の際にNPO法に明記されている範囲を超えて確認をしている事例もあり、認定基準について法律の範囲で行われるよう、標準化をしてください。

3. NPO法人の信頼性の向上のために、インターネットでの情報開示を義務化すること

認定NPO法人については、団体の基本情報をインターネットで公開することが所轄庁の義務とされています。NPO法人については事業報告書等を据え置くとともに、所轄庁に提出することが義務付けられていますが、インターネットでの情報公開は位置づけられていません。しかし、市民が団体情報にアクセスし、信頼性の高いNPO法人を見つけるためには、インターネットでの情報公開が不可欠です。NPO法人は行政区域を越えて活動をしていることから、団体情報が全国一律で取得できるよう、内閣府ポータルサイトに団体情報を掲載することを、所轄庁の義務としてください。

4. 仮認定制度の要件緩和と名称について

仮認定NPO法人制度は寄附募集の実績が少ない設立間もないNPO法人の認定取得を後押しするよう、設立5年以内の法人に限って使用できる制度で、2015年3月までは全てのNPO法人が使用できるという特例がありました。寄附募集の必要性は設立から年数がたった後で出てくることもあり、そうした団体が認定を取得しやすくなるよう、仮認定制度については恒常的に、全NPO法人が使えるようにしてください。

また、「仮認定」並びに「仮認定NPO法人」という表現は、その状態が通常ではないような印象を与え、制度が浸透していないこともあり、寄附募集において仮認定を取得していないNPO法人よりも不利に働くことがあります。「準認定」「準認定NPO法人」などのように、誤解の少ない名称に改めてください。

5. 条例指定制度の制定を促進すること

2012年の改正で、認定資格を取得していないNPO法人に対して、地方自治体が独自に税制優遇を行うことができる「条例指定制度」が導入されました。しかし、2015年11月末時点で条例指定制度を制定しているのは12都道府県129市町村のみにとどまり、その制度が活用されているとは言えません。地方分権が進む中、地方の事情に合わせた活動を、地方の資源を活かして促進するために、この条例指定制度の活用が有効です。各自治体で導入が進むよう、自治体に対する学習の機会の提供などのご支援をお願いいたします。

【その他 法人制度に関連する事柄について】

6. 資産の総額の登記を撤廃すること

NPO法人は資産の総額の登記を行うことが義務付けられています。しかし毎年の変更登記がNPO法人にとって負担となっています。先の要望の通り、内閣府ポータルサイト等を活用してインターネットでの情報公開を強化し、資産の総額の登記については不要としていただけますよう、お願いいたします。

7. 大規模災害発生時に、救援・支援活動を行う認定NPO法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう制度化すること

東日本大震災を受けて、震災特例税制(第1弾)にて「被災者支援活動を行う認定NPO法人等向け指定寄附金制度」が創設されました。しかし、制度創設までに2ヶ月弱を要し、また指定寄附金制度上、遡及適用ができないことに改善を求める声もあります。近い将来、再び東日本大震災レベルの大規模災害が発生する可能性も十分に考えられます。そこで、大規模災害発生時の寄附促進を素早く行うため、大規模災害発生時(例えば災害救助法適用時)に、救援・支援活動を行う認定NPO法人等に対する指定寄附金制度を迅速に発動できるよう、制度化してください。

8. 認定NPO法人への寄附税制を拡充すること

認定NPO法人に対する寄附がより促進されるよう、以下のことを実現してください。

①個人の寄付金控除の拡充

ふるさと納税と同様控除上限額を2倍に引き上げること(現在は所得控除の場合は所得金額の40%、税額控除の場合は所得税額の25%が上限)。また、適用下限額を撤廃(現在は年間2000円)すること。

②法人の寄付金特別損金算入の拡充

法人の寄付金特別損金算入について、損金算入限度額を米国並みに所得金額の10%迄拡充すること。

③遺贈・相続財産寄附や不動産等の寄附の促進

不動産や有価証券の寄附を拡充するために、「みなし譲渡所得課税」を自動的に適用除外にすること。

9. 「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化すると共に、実質的に寄附とみなせるものは収益事業に該当しないものとする

現在、NPO法人は税法上の収益事業を行った場合、所得に法人税が課税されます。収益事業は「列挙された34業種に該当し、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されていますが、曖昧で分かりづらい上にNPO法人側に厳しく運用されています。「地域福祉のため、年6回開催されるチャリティバザー」や「音楽家を招いて開催したチャリティコンサート」、「海外支援のための書き損じハガキの収集・換金」に課税されているのが現状です。人々の善意を基にして得た活動資金が、税金負担で減少しNPO法人の資金難に拍車をかけています。税法上の収益事業の定義を厳密にした上で、明確化するとともに、寄附された不用品のチャリティバザーなど、実質的に寄附とみなせるものは、回数・日数に関わらず収益事業に該当しないものとしてください。

10. 寄附金、会費等は、特定収入がある場合の仕入れ控除税額の調整計算対象から除外すること

現行の消費税は課税売上にかかる消費税額から、課税仕入れにかかる消費税額(仕入れ控除税額)を控除する仕組みとなっていますが、寄附金等の対価性のない収入(特定収入)によって賄われる課税仕入れ等の消費税額は仕入れ控除税額の対象から除外することとされています。そのため、特定収入が多い団体ほど、消費税の負担が増える状況になっています。

税金を原資とした補助金や助成金については、消費税との2重取りを排除するため、特定収入がある場合の仕入れ控除税額の調整計算が必要なことは理解できますが、NPO法人自らの力で獲得した寄附金や民間の助成金、会費は、NPO法人のいわば元入金であり、営利法人が資本金から取得した課税仕入れが認められることと同様に、NPO法人の元入金から支出したとみなして、特例計算の計算対象から除外できるようにしてください。

「NPOの法制度等改革推進会議」構成団体

※:世話団体

- 特定非営利活動法人 北海道NPOサポートセンター(北海道) ※
- 一般財団法人 青い森地域創造基金(青森県) ※
- 特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ(秋田県)
- 特定非営利活動法人 山形創造NPO支援ネットワーク(山形県)
- 特定非営利活動法人 杜の伝言板ゆるる(宮城県) ※
- 特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク(福島県) ※
- 特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ(茨城県) ※
- 特定非営利活動法人 さいたまNPOセンター(埼玉県)
- 特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク(東京都) ※
- 特定非営利活動法人 子どもNPO・子ども劇場全国センター(東京都) ※
- 特定非営利活動法人 NPOサポートセンター(東京都)
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター(東京都) ※
- 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会(神奈川県) ※
- 特定非営利活動法人 しがNPOセンター(滋賀県)
- 特定非営利活動法人 わかやまNPOセンター(和歌山県)
- 社会福祉法人 大阪ボランティア協会(大阪府) ※
- 特定非営利活動法人 市民活動センター神戸(兵庫県) ※
- 特定非営利活動法人 ひろしまNPOセンター(広島県) ※
- 特定非営利活動法人 ふくおかNPOセンター(福岡県) ※
- 特定非営利活動法人 かごしまNPO支援センター(鹿児島県) ※

事務局:特定非営利活動法人 日本NPOセンター

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 245

TEL: 03-3510-0855 FAX: 03-3510-0856(担当:吉田、深野)